

第6回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年12月27日(月)午後3時30分～午後4時27分

2 開催場所 深江公民館ホール

(農業委員)

1番	太田香代子	2番	廣瀬博一	4番	木下勝徳	5番	小川一英
6番	植木健太郎	7番	楠田耕三	8番	平光正	9番	中野裕二
11番	山下勝也	12番	山崎伸吾	13番	寺田健蔵	14番	水田勇
15番	中村修治	16番	金子初夫	17番	馬場正国	18番	岩永豊一

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

19番	吉岡長久	20番	田中芳邦	21番	野原重光	22番	中山秀樹
23番	田中八郎	24番	本多正敬	25番	増田孝徳	26番	北岡新市
27番	内田一郎	28番	末吉秀明	29番	神崎好史	30番	中村康弘
31番	石橋浩昭	33番	山口俊一	34番	松尾和昭	35番	寺田俊秀
37番	原田久也	38番	岡田裕弥	39番	浅田修弘	40番	柴内成世
41番	三宅東英	44番	山本敏晴	47番	本田勝彦	48番	飛永敏博

4 欠席委員

(農業委員)

3番 伊崎美代子 10番 本多利任

(農地利用最適化推進委員)

32番	石橋浩昭	36番	末續公德	42番	本多晋介	43番	宮崎努
45番	宮崎陽一	46番	相良栄一郎				

5 議事録署名委員 9番 中野裕二 12番 山崎伸吾

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸
佐藤佳奈 小嶺佑介

[日 程]

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について
・使用貸借を解約した旨の通知について

事務局（〇〇） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、3番伊崎委員、10番本多委員、32番石橋推進委員、36番末續推進委員、42番本多推進委員、43番宮崎推進委員、46番相良推進委員から欠席の届けが来ております。

まだ出席されていない委員もおられるようですが、出席農業委員数は16名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第6回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には年末の大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

今年も残すところあと数日となり、今年最後の総会になりました。農業委員会も今年8月に新体制へ移行し、これまで農地等の許可申請に関わる調査や農地利用状況の調査、先月の地区別研修会、さらに農業者年金加入推進、全国農業新聞の普及拡大など、様々な活動に対して、委員の皆様には積極的に取り組んでいただき感謝申し上げます。

農地利用の最適化推進には、農業委員と推進委員の連帯が必要となっておりますので、これからもご協力をよろしくお願いいたします。

さて、農業者年金部会では、農業者年金加入推進のマグネット板、のぼり旗の製作などを提案していただき、広報活動を強化していくことにしております。また、長崎県農業会議において、ひまわりラジオの広報活動も始まっており、来年3月まで放送される計画であります。各地域では、農業者年金加入推進に向けた話し合いなどもなされ、いよいよ推進活動も本格化してきていると実感しております。寒さが厳しくなると思いますが、体調に十分注意しながら、推進活動をよろしくお願いいたします。

さて、皆様も葉たばこを栽培されている方もいらっしゃると思いますが、全国で葉たばこの4割の農家が葉たばこ栽培を廃止されると新聞報道であっております。本市でも、葉たばこ栽培をやめられる方々がいらっしゃるかと思いますが、今まで栽培されていた農地が荒廃農地にならないような取組が必要だと思っております。作付されない農地の所有者については、事務局の農地銀行に登録していただきますようご指導をお願いいたします。

それでは、事務局から、農業委員19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に9番中野委員、12番山崎委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

今月の許可申請につきましては、売買が1件、1,590平米です。贈与が1件、1,685平米、使用貸借権の設定が1件で8,374平米となっております。

（議案第25号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕

作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われま
す。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても、現地調査を踏まえて審議しな
さいとなっております。

まず、1番の案件ですが、土地が深江の案件であります、深江の委員さん、いかがでしょ
うか。

(「異議ありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。はい。

2番は有家の案件ですけれども、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「ありません、結構です」との声)

議 長 よろしいですか。はい。

3番は南有馬の案件ですけれども、いかがでしょうか。

(「異議なしです」との声)

議 長 よろしいですか。はい。

皆さんから、ほかに何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議 長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について** 事務局より説明を願
いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたし
ます。

3ページをお願いします。

番号1、島原市の〇〇、深江町〇〇、畑、地積が405平米です。申請の事由につきましては、
転用目的、農業用倉庫、既存の農業用倉庫が手狭になったため、新たに農業用倉庫を建築
したいということでございます。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあ
る農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、農業用施設の例外規定に該当すると思
われます。農業用倉庫、鉄骨平家建ての建築面積84平米です。敷地は碎石舗装する計画で、
雨水につきましては、基本自然流下となっており、敷地内でもしあふれた場合につきましては、
敷地内に浸透枡を設置し、敷地内で雨水処理する計画となっております。汚水・雑排水につ
きましましては発生いたしません。資金につきましては自己資金で賄われます。以上ござい
ます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午前9時より、有家町の〇〇委員、そして深江町の〇〇
委員、有家町の〇〇委員、そして事務局3名で現地調査を行ってきました。場所は、国道25
1号線から島原に向かいますと、〇〇の手前の信号があります。それを左側、山手側に上っ
ていきますと、広域農道に当たる信号の手前を右折しまして60mぐらいが現地であります。ご

覧のように、手前側は住宅が建っておりまして、奥の畑とハウスが見えますけど、その下と奥の畑、どちらも自分の農地であるということで、日照に関しては問題ないと思いました。そして、先ほど事務局から説明がありましたように、この道路に排水路がございませんので、集水枡で、基本自然流下ですけど、雨水が多いときは集水枡を利用して通りに流すということでした。以上を踏まえて、農地転用は致し方ないと思ってまいりました。皆様のご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありますか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今、〇〇委員の言われたとおり、問題ないと思えます。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について** 番号1より事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。4ページをお願いいたします。

番号1、長崎市の〇〇から西有家町の〇〇へ、有家町〇〇、地目、田、地積523平米、転用の目的、一般個人住宅、現在、借家住まいのため、申請地を譲り受け、持家を建設したいということでございます。権利の内容につきましては、売買で所有権移転となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域内に近接する区域内にある農地の区域で、おおむね500m以内に市役所〇〇が存在いたしますので、第2種農地と思われれます。一般住宅、木造平家建て、建築面積144.08平米です。敷地が北側と南側で1つの地番になっていますが、2枚の田んぼになっております。こちらを1つの土地に整地を行います。そのため、50cmから80cm切土し、整地を行います。そして、車の乗り入れ部分のみコンクリート舗装となっております。雨水につきましては、溜め枡を經由して道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、自己資金と借入金により賄われます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午前11時頃、〇〇委員、それから〇〇委員さん、そして事務局3名で見てまいりました。場所は、ご覧のとおり、〇〇がございましたけれども、〇〇から西側に30mほど入ったところですね、水田になっております。今、ここに農地面積が523平米となっておりますけれども、これは大体500平米ということですので、今、側溝が手前にありますが、道路の幅員が狭いものですから、その辺を奥のほうに広げて、道路への出入りをしやすいようにするというので、転用面積は500平米以上ではありますが転用は可能かなということを見てまいりました。

それと、先ほど事務局から言われたように、雨水は大きな側溝がございまして、逆に上段の水田から排水が流れ込んでくる。おたくの家のほうに水が来ますよということを行いましたら、手前のほうに小さな溝をつけて、側溝に流すようにしたいということでしたので、ぜひそうしてくださいということ申請者に言ってまいりました。あとは何ら問題ないのかなと見てまい

りました。どうか皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番の〇〇です。〇〇委員さんが言われたとおり、今年まで水田を耕作されていたようですが、北側に水田を耕作されて、北側と東側の方の高さが1 mぐらい高くなっており、日照権の問題は、ないのではないかというふうに見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県に進達いたします。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、5ページをお願いいたします。

番号2、有家町の〇〇から西有家町の〇〇へ、有家町〇〇、畑、面積が244平米、転用の目的、一般個人住宅、現在、借家住まいのため、父より贈与を受け、住宅を建築したいということでございます。権利の内容につきましては、贈与による所有権移転となっております。備考欄に書いてありますが、転用の畑の地目の1筆だけではなくて、隣の〇〇、原野の地目57平米と合わせて利用するということになっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。一般住宅、木造平家建て、建築面積132.49平米で、雨水は溜枡を経由し、道路側溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流予定となっております。資金につきましては、全て借入金により賄われます。以上でございます。

議長 この写真見る限り、原野というのはどの部分に当たるのですか。

事務局(〇〇) 皆さんの資料の5ページの右側の地図の北東側のところにちょっと凹んで線があると、斜めに建物の線がありますけど、そちらのほうが原野になります。

議長 そこは農地ではないのですか、原野ですか。

事務局(〇〇) 原野という地目になっています。

議長 地目上、原野。

事務局(〇〇) はい、地目上。

議長 現状は農地。

事務局(〇〇) そこは、農地台帳に農地として記載されておりました。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも23日の午前9時20分頃、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見えてまいりました。場所は、有家庁舎の近くの県道有家雲仙線を雲仙方面に真っすぐ上りまして、広域農道の信号機を右側、〇〇方向に3.5キロぐらい行ったところに〇〇バス停というところがございます。そこから約450から500mぐらい下って左に行った場所が現地でございます。

冒頭、会長からありましたように、この方も葉たばこを作られていたのですけれども、今年度で廃作されたという、それでまたハウスも貸しておられるということで、また、この申請者

は農業者年金の加入をすすめて、加入していただいた方です。それで、今、ここ現地を見ていただいたように、この辺に自治会の家もたくさんありまして、今回の申請地は、苗の育苗をしていたということで、それで、今、説明があったように、大きな側溝もございますし、道路も広いということで、何の問題もないのかなと見てまいりました。皆さんの審議をよろしく願います。以上です。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番の〇〇です。先ほど〇〇委員から言われたように、南側の大きな広い道路、東側も大きな道路が通って、もう自分のうちの屋敷内にありますので、何も問題ないのではないというように見てまいりました。以上です。

議長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。
(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、6ページをお願いいたします。

番号3、南有馬町の〇〇から深江町の一般社団法人〇〇へ、土地の表示、南有馬町〇〇、ほか1筆、いずれも畑、面積が1,518平米となっております。転用の目的が展示施設、申請地を借り入れて、寄贈品の展示、公開施設として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、賃借権、5年間の設定ということになっております。

本案件の農地区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当いたしますので、第2種農地と思われまます。展示施設、鉄骨平家建ての建築面積150平米で、敷地内を碎石舗装し、周囲には土留めとしてブロックを設置し、転落防止のため、フェンスを設置いたします。駐車スペースとして、一般車両用8台分と大型バス2台分を確保いたします。雨水につきましては、基本自然流下となっておりますが、建物等に降る大きな雨水につきましては、溜め枡を経由して、広域農道の道路側溝へ放流予定となっております。汚水・雑排水については発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対して、現地調査の結果をお願いするところではありますが、〇〇番〇〇委員は申請されている団体の理事をされているため、農業委員会に関する法律第31条の規定により除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。23日の午後1時20分頃より、北有馬の〇〇委員と南有馬の〇〇委員と事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇がすぐありますけれども、〇〇へ上るちょっと手前ぐらいの左側ですけれども、大変見晴らしのいい場所でありまして、木像のマリア像の10m以上、世界一の大きさの木像を寄贈してもらえるとということで、そこに展示場を建築して展示されるということで見てまいりました。雨水は写真の右側の畑のほうではなくて、左の広域農道があるほうに勾配をつけて流すということでした。賃借期間は5年と書いてあり

ますけれども、後で買い取る方針ということで、協議されているという話でした。特にあとは問題ないと思って見てまいりました。以上です。

議 長 ちょっと事務局に聞きますけれども、今の写真ですが、道路からの乗り入れは、ちょっと距離があるみたいですが、この写真ですと。

事務局（〇〇） これは広域農道になるのですけれども、こちら側から乗り入れる計画で、ここにつきましては、今、畑のようになっていますが、道路敷であります。そちらについて、今、市で協議していただいています。

議 長 道路敷ですね、分かりました。

現地調査委員からの報告ありました。同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見はありますか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ただいま〇〇委員より説明があったとおり、何ら問題がないと思います。以上です。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

ちょっと私のほうからよろしいですか。

この展示だけじゃなくて、公開、展示とされますので、バスも来ますし、あるいは車もそれなりに止まる予定で、公開施設となれば、トイレ等も必要じゃないかと思っておりますけれども、そういうところは設置されるのでしょうか。

事務局（〇〇） 現地立会いにおいて、担当の方から聞いているところでは、当初の段階では簡易トイレを設置する予定ということでは聞いております。公開後にもうちょっと人が来たりとかしたときには、また再考されるかと思いますが、現時点では簡易トイレで対応される予定だというふうに聞いております。

議 長 最低必要な条件は、ぜひ整備していただきたいと思っておりますので、展示、公開ですので、人も来られるところです、バスも止められると思うので、最低、トイレは必要じゃないかと思っておりますので、質問しました。

ほかの委員さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって、許可相当として県へ進達します。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

—— 〇〇番〇〇委員入席 ——

次に、**議案第28号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第28号 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

資料のほうは7ページとなります。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規3件、4, 832平米、再設定が37件、9万1, 834平米の合計40件の9万6, 666平米です。使用貸借権が再設定のみ1件、1, 488平米です。所有権移転が売買4件、1万111平米、贈与が1件、2, 225平米の合計5件の1万2, 236平米です。中間管理事業（一括方式分）につきましては、新規で賃貸借権が13件、3万5, 832平米、使用貸借権が1件、674平米の合計14件、3万6, 506平米となっております。

それでは、個別の案件について朗読しますが、なお、再設定につきましては、朗読を割愛させていただきます。

(議案第28号 賃貸借権 番号1～3新規設定、所有権 番号42～46、一括方式分賃貸借権 番号47～59新規設定、使用賃借権 番号60新規設定を朗読)

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われまます。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところでありますが、8ページの番号9、9ページの番号21、22は出席委員が関与する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号9、21、22について審議をいたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号9、21、22について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第28号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

14ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

15ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

以上で議案の審議を終了させていただきます。